

令和3年度体育施設使用団体 登録説明資料



北谷町イメージキャラクター「ちーたん」

北谷町教育委員会

教育部 社会教育課 社会体育係

～ 目次 ～

1. 令和3年度体育施設使用団体登録について(P1)
2. 学校体育施設の開放に関する規則の改正について(P2)
3. 学校体育施設の使用方法について(P3～4)
4. 北谷町営体育施設の使用方法について(P5)
5. スポーツ安全保険について(P6)
6. AEDの使用方法について(P6～12)
7. その他関連資料(関係規則、登録様式等資料)

1. 令和3年度体育施設使用団体登録について

1 体育施設使用団体登録の目的

北谷町民にスポーツとレクリエーション活動を行う場を提供することで、健康で文化的な生活を育み、社会体育の振興を図る。

2 登録の条件

- (1)北谷町内に在住、在勤若しくは在学する者が10人以上で構成するスポーツ団体であること。
- (2)スポーツ安全保険に加入している団体であること。

3 登録に必要な書類

- (1)体育施設使用団体登録申請書
- (2)体育施設使用団体名簿(会員名簿)
- (3)団体会則
- (4)スポーツ安全保険に加入していることが分かる書類(加入依頼書の写し等)

※以上の書類は団体でも、控えを保管して下さい。

4 登録の受付期間と提出先

- (1)受付期間: 令和3年3月1日～3月31日(午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2)提出先: 北谷町教育委員会 社会教育課 社会体育係(TEL 982-7707 FAX 936-3491)

※学校体育施設の使用団体については、受付期間内に団体登録をしないと、新年度5月からの申込みができない場合があります。

※北谷町営体育施設の使用については、登録を済ませないと体育施設使用の優先や使用料減免の措置がありません。

5 登録の内容変更について

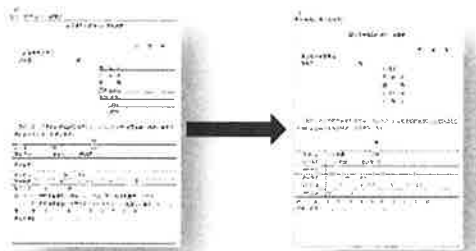
体育施設使用団体登録申請書提出後、代表者やその他内容変更が生じた場合は、速やかに社会教育課へ連絡してください。

2. 学校体育施設の開放に関する規則の改正について

学校の体育施設(体育館や運動場)を一般に開放するために必要となる学校体育施設の開放に関する規則について、使用手続き等を適切に行えるように改正を行いました。主な改正内容については、以下の通りとなります。

1 使用団体に関する改正点

- (1) 使用日の変更や取消しの手続きの追加
- (2) 体育施設の使用可能日時等の変更
- (3) 様式の変更と追加



2 改正点の詳細

- (1) 使用日の変更や取消しの手続きについて

●使用日の変更及び取消しは、使用日の前日までに行うこと。

※ただし、変更手続きに関して、雨天時の運動場使用や台風等の自然災害により使用できなかった場合は、使用日以降の変更を認めます。

- ・使用日の変更は、学校体育施設使用許可変更申請書を提出する。
- ・使用日の取消しは、学校体育施設使用取消申請書を提出する。

- (2) 体育施設の使用可能日時等の変更について

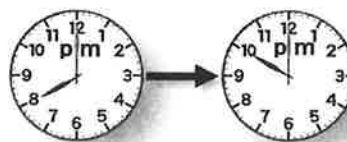
●休業日の使用について、午前9時から午後10時まで使用できます。

※ただし、基本的には午後8時から午後10時までの使用がメインとなります。

午後8時以前の使用については、部活動等との重複が想定されるため学校との調整が必要となりますので、申請する前に社会教育課へ連絡してください。

- (3) 様式の変更について

●申請書と許可書の細部の修正



●新様式として、第3号様式から第6号様式を追加しています。

・第3号様式(第10条関係) 学校体育施設使用許可変更申請書

※使用日等を変更する場合に使用日前日までに提出する申請書となります。ただし、雨天時の運動場使用や台風等の自然災害により使用できなかった場合は、使用日以降の変更を認めます。

・第4号様式(第10条関係) 学校体育施設使用変更許可書

・第5号様式(第11条関係) 学校体育施設使用取消申請書

※使用を取消する場合に、使用日前日までに提出する申請書となります。

・第6号様式(第12条関係) 学校体育施設使用料還付申請書

※学校行事や自然災害など使用者の責によらず、使用できなかった場合又は、使用日前日までに学校体育施設使用取消申請書を提出し、承認された場合に、還付申請をすることができます。

3. 学校体育施設の使用方法について

1 学校体育施設の使用申請について

- (1)使用申請(受付窓口):北谷町教育委員会 社会教育課 社会体育係
- (2)受付期間 体育館:使用する前月の10日から20日まで
運動場:使用する前々月の24日から前月20日まで
※受付期間以降については、空いている日は、どの団体も申請可能となります。
- (3)使用料の支払い:北谷町役場銀行窓口で前納して下さい。
- (4)使用許可日程の確認:1ヶ月単位で日程調整を行います。確認は受付窓口でお願いします。

2 学校体育施設概要

施設	学校名	使用できるスポーツ	使用できない日	窓口
体育館	北谷町立小中学校	体育館を損傷させる恐れがないスポーツ (フットサル等×)	12月29日から翌年1月3日まで (その他学校行事等が入る場合)	北谷町教育委員会 社会教育課 社会体育係 TEL:982-7707
運動場	浜川小学校	ソフトボール		
	北谷中学校 桑江中学校	野球、ソフトボール、サッカー等		

※北谷小学校、北玉小学校、北谷第二小学校の運動場については、照明設備がないため開放しておりません。

3 使用時間

施設	平日	休業日
体育館	午後8時から午後10時	午前9時から午後10時
運動場		

※休業日の午後8時以前の使用については、部活動等との重複が想定されるため学校と調整が必要となりますので、申請前に社会教育課へ連絡ください。

4 使用料

施設	施設使用料	電気使用料	
		最初の2時間以内	延長1時間当たり
体育館	免除	1,000円	500円
運動場		2,000円	1,000円

5 学校体育施設使用条件

学校体育施設開放事業は、身近に利用できる学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放しています。学校行事が最優先なため、学校体育施設を使用できない場合があります。

※使用条件が守られない場合、以後の使用をお断りすることがあります。

- (1)北谷町教育委員会の登録団体であること(※新規の人は、追加登録を行い、スポーツ安全保険に加入して下さい。)
- (2)学校施設内は、原則、飲食禁止となっております。(スポーツ活動による水分補給を除く。)
- (3)ごみは必ず持ち帰り、飲食についても控えること。
- (4)学校周辺での路上駐車を行わないこと。
- (5)水浴び等風紀を乱すような行いは謹むこと。
- (6)午後8時以降の利用者は19歳以上に限り、18歳以下の帯同は原則禁止です。

6 注意事項

- (1) 使用前には、社会教育課発行の許可書を必ず持参し、警備員へ提示してください。
- (2) 使用開始・終了時間は厳守してください。なお、終了時間15分前からは、使用後の片付け(グラウンド整備・体育館のモップ掛け、戸締まりなど)をし、ゴミは持ち帰るようにしてください。
- (3) 施設及び施設に付随する物品の破損若しくは、それらに関する人身及び物品等の事故については代表者の責任となります。
- (4) 消耗品(ネット・ボール等)は各団体で用意して下さい。
- (5) 許可書発行後において、学校行事優先のため施設を使用出来ない場合があります。その場合は、支払った使用料は還付するか又は翌月以降に使用日の振替を行います。

7 使用許可事項の変更について

使用許可事項を変更する場合は、学校体育施設使用許可変更申請書(第3号様式)を使用日前日までに社会教育課へ提出すること。ただし、学校行事や自然災害など使用者の責めに帰さない理由により変更する場合は、使用日以降の変更を認めます。

8 使用取消しについて

使用を取消したい場合は、学校体育施設使用取消申請書(第4号様式)を使用日前日までに社会教育課へ提出すること。

9 使用料の還付について

以下の場合に、学校体育施設使用料還付申請書(第6号様式)を提出することで、使用料の還付ができます。

- (1) 使用者の責任によらない理由により、使用することができなくなった場合
- (2) 使用日前日までに学校体育施設使用取消申請書を提出し、承認された場合

10 新型コロナウイルス感染症に係る事業停止について

令和3年3月2日現在、沖縄県の新型コロナウイルス感染症に関する警戒レベルが第3段階にあるため、事業を停止しているところです。本町教育委員会の方針としては、学校教育に支障がでないよう沖縄県の警戒レベルが第2段階へ引き下がることを事業再開の基準としています。

ただし、本県の感染状況や新型コロナウイルス感染症に対する情勢により方針を変更し、学校体育施設開放事業を進めてまいります。

本事業の再開が決定しましたら、教育委員会から各団体代表者様へ連絡いたしますので、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

4. 北谷町営体育施設等の使用方法について

- (1) 使用申請(受付窓口): 下記の表のとおり
- (2) 受付期間: 使用する前月の10日～20日
- (3) 使用期間
 ア 北谷町営体育施設: 月曜日～日曜日 午前9時から午後10時(日曜のみナイターなし)
 イ 有料公園施設: 火曜日～日曜日 午前9時から午後10時
 ウ 施設を使用できない期間: **2021年12月29日～2022年1月3日**
- (4) 使用料の支払い: 各施設受付窓口で【使用前までに全納】して下さい。
- (5) 使用許可日程の確認: 1ヶ月単位で日程調整を行います。確認は受付窓口でお願いします。
- (6) 北谷地域振興センターAED設置個所について
 ①北谷地域振興センター事務所内 ②屋内運動場(北谷ドーム) ③北谷公園陸上競技場 ④野球場

施設概要

区分	公園名	施設名	主な使用種目	使用許可申請の受付窓口
北谷町営体育施設		上勢屋外運動場	グラウンドゴルフ等軽スポーツ	上勢区公民館 TEL:098-936-4457
		栄口屋外運動場		栄口区公民館 TEL:098-936-5992
		北前屋外運動場		北前区公民館 TEL:098-936-2423
		桑江総合運動場	ソフトボール 野球 サッカー等	(一財)北谷地域振興センター TEL 098-936-0077
宮城屋外運動場	グラウンドゴルフ等軽スポーツ			
有料公園施設	北谷公園	Agre(アグレ)フィールド北谷(陸上競技場)	陸上競技、サッカー	
		Agre(アグレ)ソフトボールスタジアム北谷(ソフトボール場)	ソフトボール	
		Agre(アグレ)テニスコート北谷(庭球場)	テニス、ソフトテニス	
		Agre(アグレ)スタジアム北谷(野球場)	野球	
		Agre(アグレ)サブグラウンド北谷	ソフトボール、少年野球	
		Agre(アグレ)ドーム北谷	野球、サッカー等	
	砂辺馬場公園	ソフトボール場	ソフトボール	
	あしびなあ公園	庭球場	テニス、ソフトテニス	

5. スポーツ安全保険について

1 共通事項(障害保険・賠償責任保険・共催見舞金制度に共通)

(1)本保険制度の趣旨

スポーツ安全保険は、スポーツ団体及びその他の社会教育関係団体に所属しスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等の社会教育活動を行う者が、その活動中に生じた事故等によって障害を被った場合、これを補償するため保険制度を活用して救済措置を講じ、社会一般におけるスポーツ活動等の社会教育活動の普及復興に寄与することを目的として創設されました。

また、昨今の国民の権利意識の高揚から、団体活動にともない思わぬ損害賠償の請求を受けて法律上の損害賠償責任を負う事例も増加していることから、昭和60年度に傷害保険で補償されない、突然死に対して救済を必要とする声が年々高まってきたことを踏まえ、平成2年度に共済見舞金制度を発足させ、加入者が安心してスポーツ活動等の社会教育活動に専念できるような制度としました。

(2)本保険制度の仕組み

本保険制度は、「傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約付帯普通傷害保険)」、「賠償責任保険(スポーツ安全傷害保険賠償責任担保条項及び施設賠償責任保険)」及び「共済見舞金」で構成されています。

2 保険料について

保険料は前年度と変わりません。

この保険は、年額の保険料となっており、年に何回活動しても保険料は変わりません。そのため、活動期間が短くなったことを理由に、保険料の返戻や減額はできないとのことです。

ただし、保険料を支払い、1回も団体として活動できなかった団体に対しては、対応を検討するとのことです。該当する団体は、公益財団法人スポーツ安全協会沖縄県支部(TEL:098-857-0017)へお問い合わせください。

6. AEDについて

1 AEDの使用法

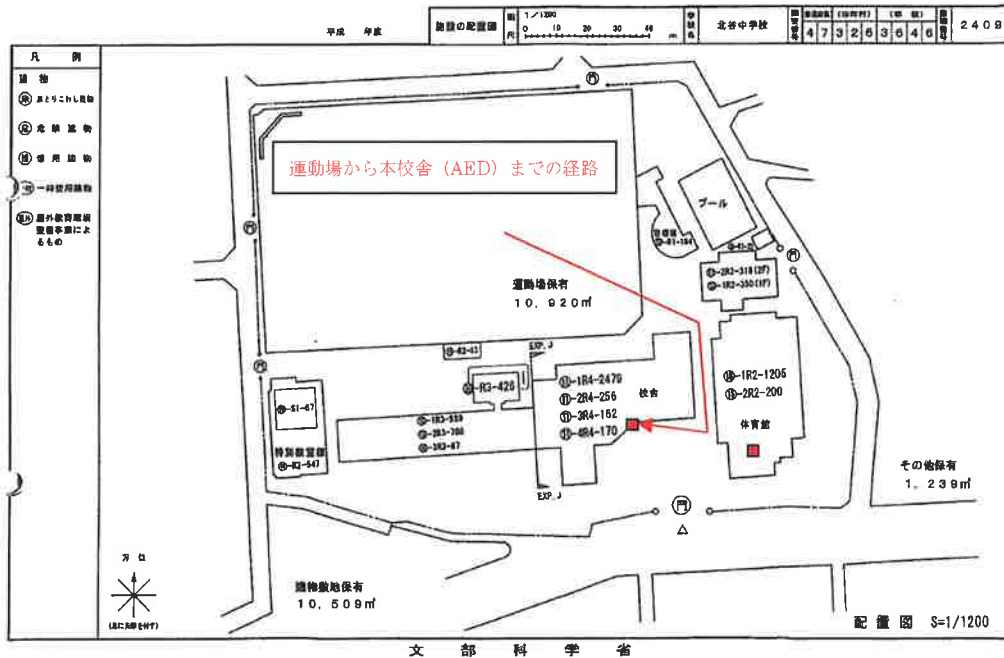
各団体で確認すること。普通救命講習 I を受講するとなお良い。

2 AEDの場所(各学校)

別紙記載のとおり。

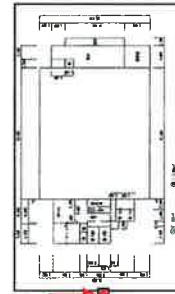
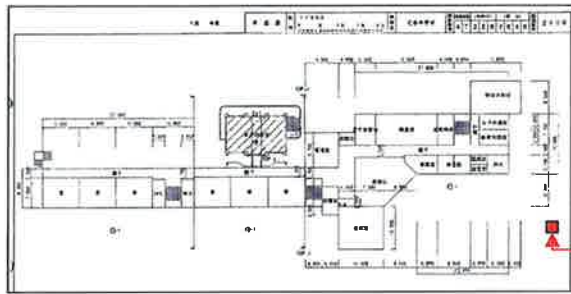


1. 北谷中学校 (①本校舎 (職員室)、②体育館入口付近)



① 校舎 (事務室前)

② 体育館入口 (廊下)

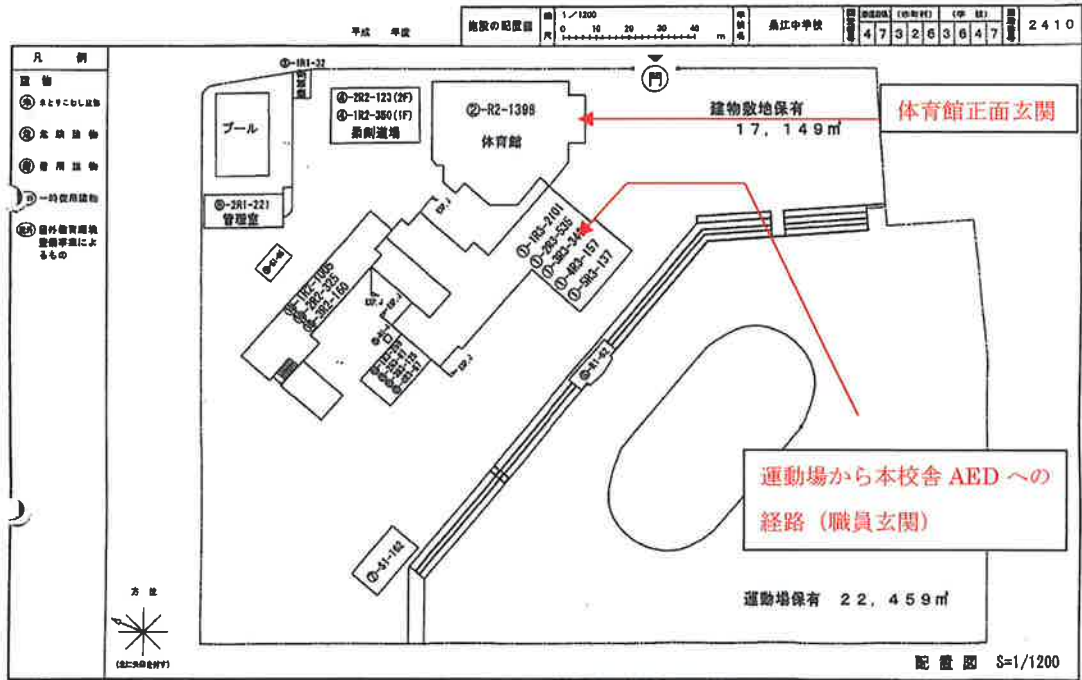


・ 校舎正面玄関入って右 (事務室前)

・ 体育館玄関入って右壁 (廊下)

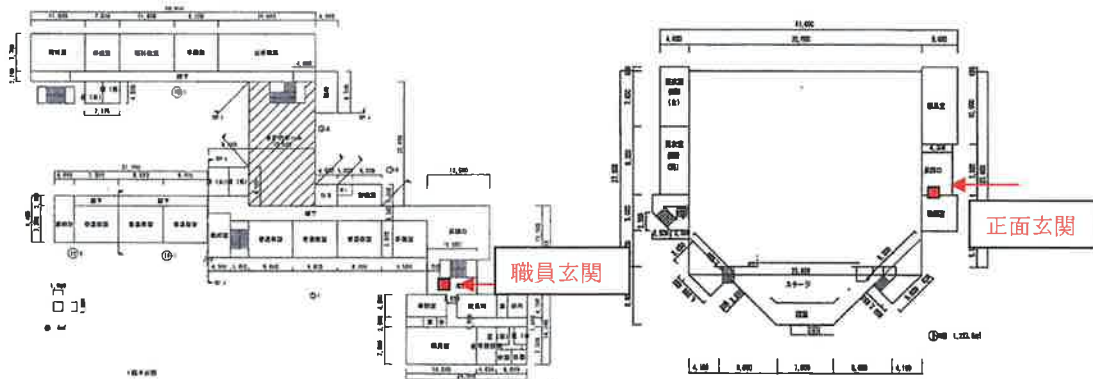


2. 桑江中学校 (①本校舎 (職員室)、②体育館入口付近)



・本校舎 (職員玄関入って右側壁)

・体育館 (正面玄関入って左壁)



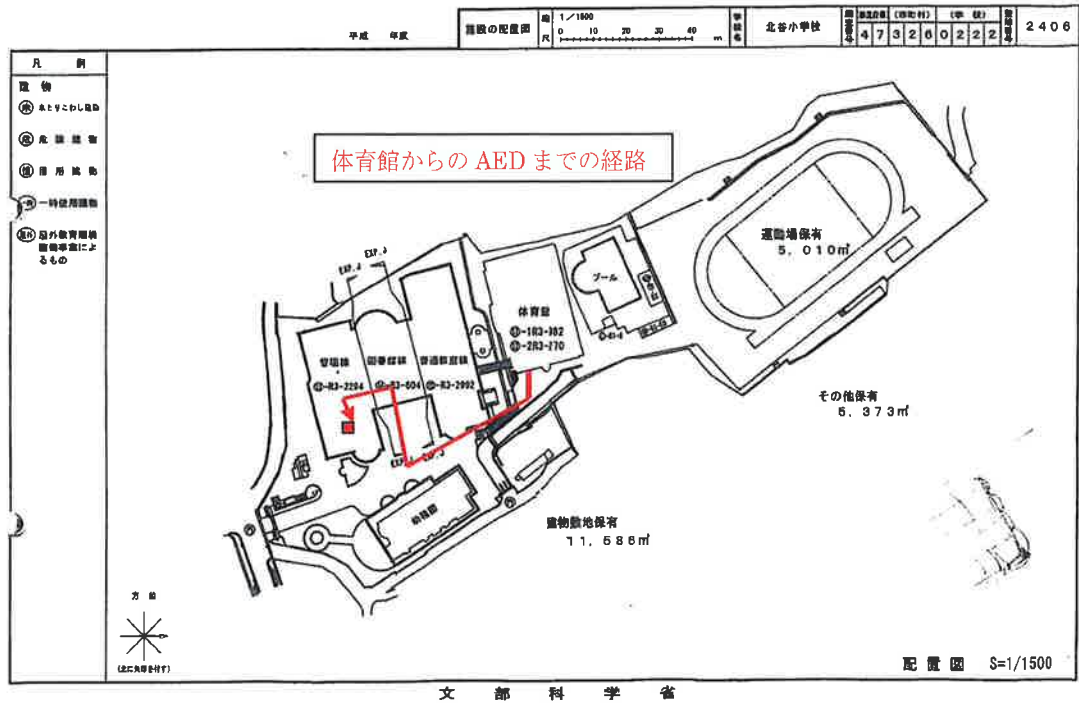
・本校舎



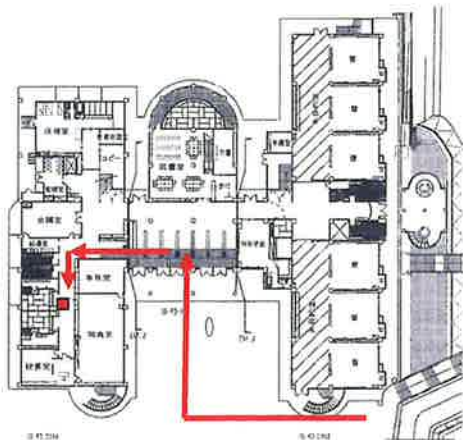
・体育館



3. 北谷小学校 (①本校舎 (職員室))



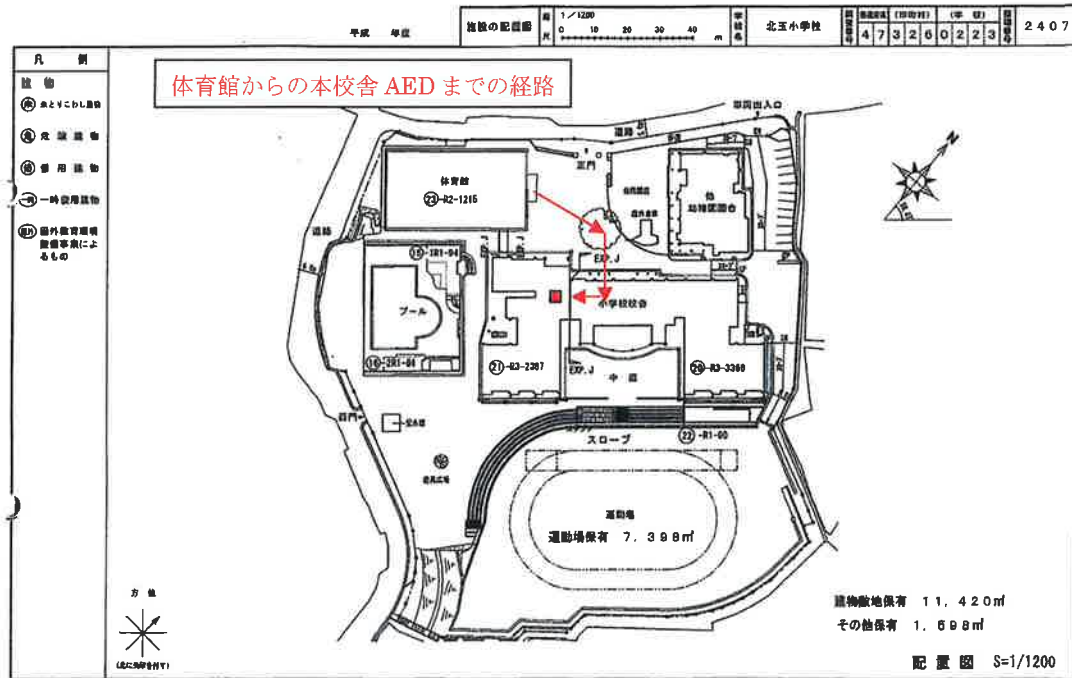
- ・本校舎 (職員室前の廊下壁にAEDが設置されている)



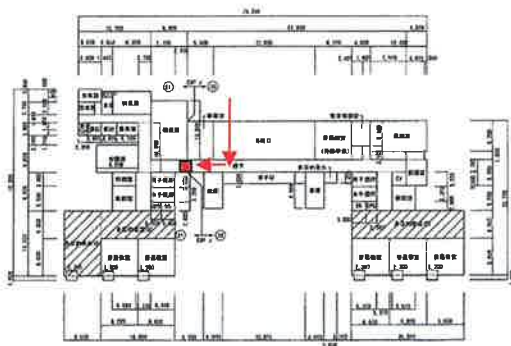
○補足説明

- ・北谷小学校は運動場から校舎まで距離があるため、体育の授業等で運動場を使用する際は、職員に携帯電話を所持させている。
- ・AEDの設置箇所について幼稚園という案も出たが、職員数が少ないため現在の職員室前に設置している。

4. 北玉小学校 (①本校舎 (職員室))



・ 本校舎 (職員室廊下の壁)



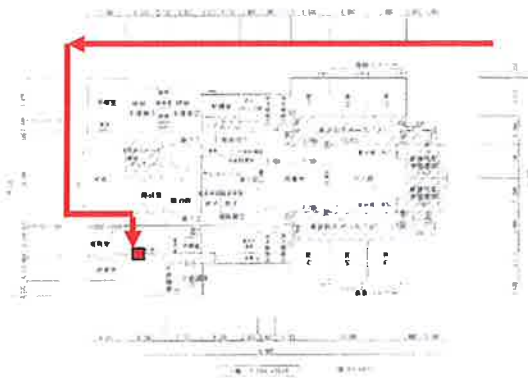
・ AED の写真



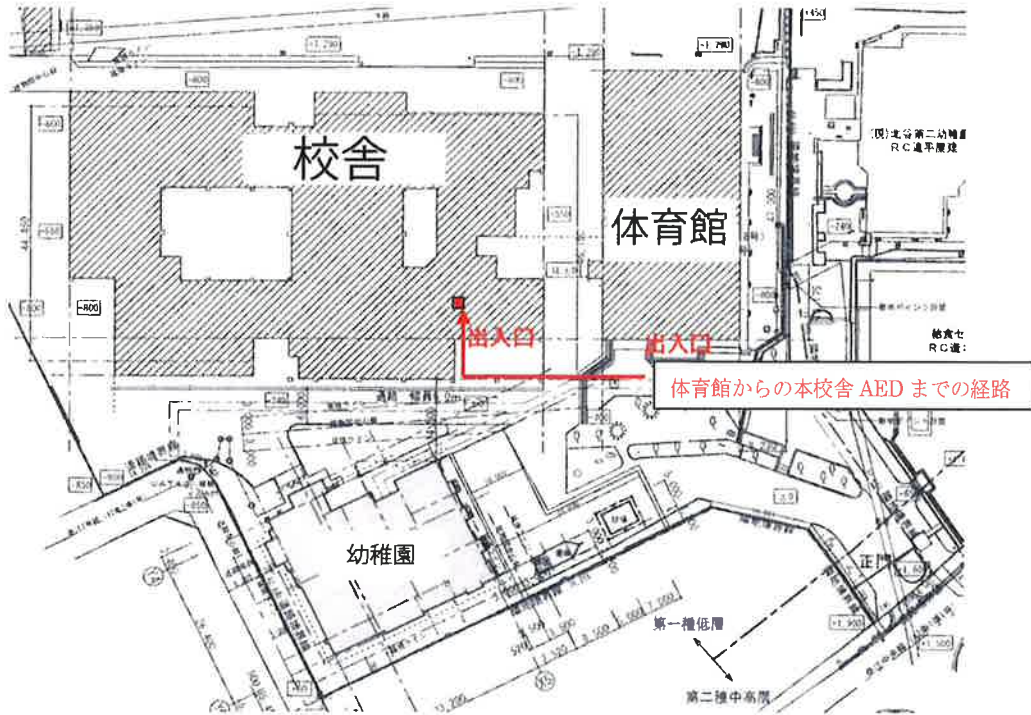
5. 浜川小学校 (①本校舎 (職員室))



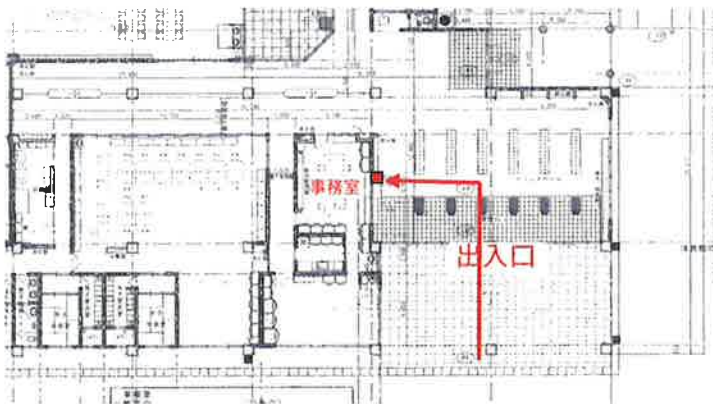
・本校舎 (職員室内ドア正面の壁)



6. 北谷第二小学校 (①本校舎 (事務室前))



・本校舎 (出入口入って左の事務室前)



第5号様式(第10条関係)

体育施設利用団体登録申請書											
令和 年 月 日											
北谷町教育委員会 教育長 津嘉山 信行 様											
		申請人									
		住所 _____									
		氏名 _____									
<p style="text-align: center;"> 本会は、下記の目的達成のため組織したので、北谷町営体育施設の設置及び管理に関する規則第10条の規定により登録を申請します。 </p>											
記											
団体名称											
団体結成年月日											
結成の目的											
代表者	住所										
	氏名										
	電話番号										
	メールアドレス										
備考											
※ 確実に連絡のつく方の氏名と連絡先の記入をよろしくお願いします。											
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; padding: 5px;">氏名</th> <th style="width: 30%; padding: 5px;">携帯電話番号</th> <th style="width: 30%; padding: 5px;">メールアドレス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			氏名	携帯電話番号	メールアドレス						
氏名	携帯電話番号	メールアドレス									

※ 団体名簿及び会則を添付すること。

会則

(総 則)

第1条 本会は、「 _____ 」と称し、事務局を会長宅に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員の健康増進と会員相互の親睦を図り、 _____ 等の活動を行う。

(組織の構成)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者を以って構成する。

(事 業)

第4条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

(1) _____

(2) その他、会の目的を達成するために必要な事業。

(役 員)

第5条 本会に会員の中から次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 会計

(役員任期)

第6条 役員任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員任務)

第7条 役員任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(3) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(経費及び会計年度)

第8条 本会の経費は、会費及びその他の収入等を以って充てる。また、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会 費)

第9条 本会の会費は、会員一人あたり月額 _____ 円とする。

附 則

本会則は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から施行する。

令和3年度体育施設利用登録団体名簿

No.	氏名	年齢	住所	勤務先等の名称・電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

学校体育施設使用にかかる誓約書

北谷町立学校体育施設を使用するにあたり、下記の事項について遵守し、団体の構成員にも周知することを誓います。

記

- 1 営利・政治・宗教・暴力団など私的利用を目的とした使用はしません。
- 2 教育委員会及び学校の指示に従い、児童生徒の模範となる行動に努め、節度ある態度で使用します。
- 3 許可された使用時間（準備、後片付け、清掃を含む）を遵守します。
- 4 施設内や施設周辺で騒音を立て、大声で騒ぐ等の行為により、近隣住民に迷惑をかけることはしません。
- 5 施設内での喫煙、飲食（運動時の水分補給を除く）はしません。
- 6 使用後は、必ず後片付けや清掃、グラウンドの整備を行います。
- 7 施設の設備などを破損させた場合は、すみやかに教育委員会及び学校へ報告するとともに、弁償します。
- 8 学校行事等のため、許可を取り消される場合があることを承諾します。
- 9 使用料の納入は、必ず決められた期限内に行います。
- 10 AEDの設置場所、使用方法を事前に確認し、安全に施設を使用することに努めます。
- 11 夜間使用時（20時～22時）においては、18歳以下の使用及び同伴はしません。
- 12 その他児童生徒の教育活動や管理上支障がある使用はしません。

以上

上記の内容を守れなかった場合や、申請や許可の内容が事実と反していることが確認された場合は、使用停止及び団体登録の取消しをされても異議申し立てをしません。

年 月 日

北谷町教育委員会
教育長 津嘉山 信行 様

団体名
代表者署名（自署）